

議案第 78 号

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

桐生市道路占用料徴収条例(平成 17 年桐生市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占有物件		単位	占有料
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	570 円
	第 2 種電柱		870 円
	第 3 種電柱		1,200 円
	第 1 種電話柱		510 円
	第 2 種電話柱		810 円
	第 3 種電話柱		1,100 円
	その他の柱類		51 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	490 円
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	300 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,000 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,800 円
その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000 円	
法第 32 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	21 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		30 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		45 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		61 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未		91 円

	満のもの				
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			120 円	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			210 円	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			300 円	
	外径が 1 メートル以上のもの			610 円	
法第 32 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に 規定する自動運行装置に よる検知の対象として設 置する導線その他の線類	地下 に設 ける もの	3 円	
			その 他の もの	10 円	
		道路の構造又は交通の状況を 表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	810 円
		その他のもの	上空 に設 ける もの	1 本につき 1 年	510 円
			地下 に設 ける もの		300 円
その他のもの			1,000 円		
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占有面積 1 平 方メートルに つき 1 年	1,000 円	
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が 1 のもの		A に 0.004 を乗じて 得た額	
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて 得た額	
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路			900 円	

	地下に設ける通路			540 円
	その他のもの			1,000 円
法第 32 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの		占有面積 1 平 方メートルに つき 1 日	18 円
	その他のもの		占有面積 1 平 方メートルに つき 1 月	180 円
令第 7 条第 1 号に掲げ る物件	看板(アー チである ものを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平 方メートルに つき 1 月	180 円
		その他のもの	表示面積 1 平 方メートルに つき 1 年	1,800 円
	標識		1 本につき 1 年	810 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	18 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	180 円
	幕(令第 7 条第 4 号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。)	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	その面積 1 平 方メートルに つき 1 日	18 円
		その他のもの	その面積 1 平 方メートルに つき 1 月	180 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,800 円
		その他のもの		900 円
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 平 方メートルに つき 1 年
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に 掲げる工事用材料			占有面積 1 平 方メートルに つき 1 月	180 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に 掲げる施設				100 円
令第 7 条第 8 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当 該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積 1 平 方メートルに つき 1 年	A に 0.012 を乗じて 得た額

	上空に設けるもの		Aに0.017 を乗じて 得た額
	地下(トン ネルの上 の地下を 除く。)に 設けるも の	階数が一のもの	Aに0.004 を乗じて 得た額
		階数が二のもの	Aに0.006 を乗じて 得た額
		階数が三以上のもの	Aに0.007 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.025 を乗じて 得た額
令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物		Aに0.015 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて 得た額
令第7条第 10号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物		Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて 得た額
令第7条第 11号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に 設けるもの		Aに0.015 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて

		得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 78 号 桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の一部改正に伴い、桐生市が徴収する道路占用料について所要の改正を行おうとするものです。